

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 5 6 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会				
事務局 (担当課)		こども・若者未来局 こども・若者政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 1 5 (直通)				
開催日時		平成 3 0 年 9 月 2 8 日 (金) 午後 7 時から 8 時 4 0 分まで				
開催場所		けやき会館 2 階 職員研修所 大研修室				
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 1 人 (こども・若者未来局次長、他 1 0 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 こども・若者未来局次長あいさつ 3 議 題 (1) 小規模保育事業所の認可について (2) 幼保連携型認定こども園の認可について 4 閉 会				

主な内容は次のとおり。【 は委員の発言、 は事務局の発言】

1 開 会

2 こども・若者未来局次長あいさつ

3 議 題

(1) 小規模保育事業所の認可について

今回応募のあった小規模保育事業所について、園庭の代替として公園を使用することを公園の管理者に届け出たとのことだが、同じ法人がすでに設置している当該公園を代替園庭としている小規模保育事業所も、公園の管理者へ届出を行っているのか。

市公園課に代替園庭として使用する旨を伝えている。

小規模保育事業所から代替園庭となる公園への移動に、子どもの足で10分かかるとのことだが、小規模保育事業所の場合は0歳から2歳までが対象だと思う。子どもの年齢によって移動のペースが異なるのではないか。

まだ歩くことができない子どもについては、保育士が保育カーに乗せて移動すると承知している。歩くことができる子どもについては、保育士が手をつないで歩いて10分程度の時間を要するということである。

認可を行う際の尺度として、小規模保育事業所から代替公園までの距離の目安を持っておくべきではないか。

子どもの足で10分というよりも、代替園庭までどのくらい移動時間がかかるのかということを目安として示してほしい。

国は代替園庭を認めているが、基準を示していない。自治体の状況に応じて安全、適切な保育が遂行できる目安をもって対応する必要がある。

資料として移動時間だけを示されても、年齢により移動方法や移動できる速度が違うため、代替園庭として適当なのかがわかりづらい。委員からの意見にもあったように、今後の会議の中では、時間とともに代替園庭となる公園までの距離を一つの目安として、示してもらいたい。

今回応募のあった小規模保育事業所は、連携園の確保ができているのか。

確保に向けて調整を進めていることは認識している。

相模大野駅周辺には多くの小規模保育事業所があり、連携園の確保が大きな課題だと思う。

市内全体の小規模保育事業所で見ると、一部連携園を確保できていないケースもあるが、3歳になった時点で必ずどこかの保育所や幼稚園で受け入れてもらうことができるよう行政が仲介を行っている。

市は、子どもの数が減っていく中で小規模保育事業所の今後について、どのように考えているのか。

人口推計ではここ数年が人口のピークであり、今後人口の減少が進んでいく。子どもの数も既に毎年500人程度減っているが、一方で保育が必要な子どもの数は毎年500人程度増えている状況である。短期的に見ると、今後も保育需要が伸びることが予想でき、受け皿の確保は必要であると考えている。ただ、長期的に見ると保育需要が減る時期が来ることから、様々な影響や可能性を踏まえて検討を行わなくてはならないと認識している。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可について

保育所から認定こども園への移行を行う際、定員は据え置くのか、それとも増やすのか。

定員を減少させないことを基本にしている。施設ごとに職員配置基準があるため、基準を満たす範囲で1号認定の定員を増員している。

法人所在地が市外の園がある。市外の法人が相模原市内に保育所等を開設するというケースは増えているのか。

市外法人による事業所の設置は、近年増加傾向にあると認識している。可能であれば市内の法人に事業所の設置をお願いしたいと思っているが、公募の際に手が挙がらないというのが現状である。

市外の法人が相模原市内で事業所を設置することにより、市内の既存法人の刺激となり全体的なレベルアップが図られるという側面もあると思う。

社会福祉法人でも、全国で多くの保育所を運営しているものがある。法人所在地が市外だと、指導監査などの情報が入りづらいという面があるかもしれない。

保育所の指導としては、公立保育所の園長経験を持つ市職員が個別に保育所を訪問し指導を行っている。

多くの保育所を運営している法人は、園長が交代するスパンが非常に短く、2～3年で交代してしまうケースが多い。市外法人の本拠地等で採用される保育者が相模原市に来ることも多いのではないかと。

市外の法人で採用された保育者には、市が実施する研修を受講していただき、相模原市ではどのような教育・保育を目標としているのかを理解してもらうように努めている。

4 その他

5 閉 会

市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(平成30年9月28日)

番号	氏名	役職・推薦団体	備考	出欠
1	はら ひろこ 原 裕子	相模原市民生委員児童委員協議会		欠席
2	とつか ひであき 戸塚 英明	相模原市社会福祉協議会		出席
3	うちだ のりこ 内田 紀子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会		出席
4	かわさき ひさし 川崎 永	相模原市幼稚園・認定こども園協会		出席
5	たがわ つくよ 田川 継世	相模原市ひとり親家庭福祉協議会		欠席
6	おおみぞ しげる 大溝 茂	桜美林大学特任教授	専門分科 会長	出席
7	たけした まさゆき 竹下 昌之	相模女子大学常務理事	職務代理	出席
8	さくらい なつこ 櫻井 奈津子	和泉短期大学教授		欠席
9	あらい みゆき 荒井 美由紀	相模原市立小中学校長会		欠席
10	あいざわ ゆみ 相澤 由美	相模原人権擁護委員協議会		出席
11	しながわ よういち 品川 洋一	相模原市医師会		出席
12	たじま としき 田島 敏樹	相模原市医師会		出席